

土砂災害警戒区域等の指定等に関する基礎調査の活用について(国土交通大臣宛て)

基礎調査の結果が長期間活用されていない地点等に係る基礎調査費に対する

国庫補助金交付額(支出) 25億7474万円

1 事業の概要

国土交通省は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)等に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行う都道府県に対し補助を行っている。

この基礎調査は、都道府県が土砂災害危険箇所等の中から、土砂災害防止対策基本指針(平成13年国土交通省告示第1119号)に基づくなどして都道府県が優先順位を定めて実施するものである。そして、土砂災害防止対策基本指針では、過去に土砂災害が発生した土地や地域開発が活発で住宅等の立地が予想される土地等について優先的に調査を行うこととされている。

都道府県知事は、この基礎調査に基づき土砂災害の被害を防止するため土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(以下、それぞれ「警戒区域」及び「特別警戒区域」といい、これらを合わせたものを「警戒区域等」という。)を指定することができる。警戒区域は、基礎調査の結果により、警戒避難体制を整備すべき区域として指定するものである。また、特別警戒区域は、警戒区域内において、一定の開発行為の制限等をすべき区域として指定するものである。

そして、市町村に置かれる市町村防災会議は、警戒区域の指定があったときは、土砂災害防止法により、市町村地域防災計画(以下「防災計画」という。)において、警戒区域ごとに、警戒避難体制に関する事項を定めることとなっている。

また、市町村防災会議は、警戒区域内に社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設がある場合には、土砂災害防止法により、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めることとなっている。

さらに、市町村の長は、土砂災害防止法により、避難地に関する事項等を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(以下「土砂災害ハザードマップ」という。)を配布するなど必要な措置を講ずることとなっている。

2 本院の検査結果

19道府県において、13年度から22年度までの間に実施した基礎調査2,384契約、基礎調査地点210,829地点、これに係る費用(以下「基礎調査費」という。)計289億1571万余円(国庫補助金計96億1911万余円)を対象として、会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 警戒区域等の指定

全国47都道府県には土砂災害危険箇所が525,307か所あるが、検査を実施した19道府県は、管内の土砂災害危険箇所217,352か所等のうちから133,527か所における基礎調査の結果、基礎調査地点210,829地点のうち201,297地点が警戒区域等の指定の条件に当てはまるとし、このうち138,792地点について、警戒区域98,804区域、特別警戒区域39,988区域、計138,792区域の指定を行っていた。

しかし、19道府県は、上記201,297地点のうち138,792地点を差し引いた残りの62,505地点について、22年度末現在、指定のための事務を実施しているなどのため警戒区域等の指定を行っておらず、このうち23,524地点(基礎調査費計41億5213万余円、国庫補助金相当額計13億8844万余円)については、基礎調査の結果を受領後2年以上経過(22年度末現在での経過年数をいう。以下同じ。)していた。

そして、前記の基礎調査の結果を受領後2年以上経過している地点について、警戒区域等の指定が行われていない理由別に分類すると、市町村の要望に基づき地区単位で一括指定するなどしているため同一地区内の残りの地点の基礎調査の完了を道府県が待っているもの、建築物の構造規制が厳しくなるなどのため地元住民等が反対しているもの、住民説明会の日程を調整するなど地元住民等との対応に時間を要しているもの及び住民説明の前に土地所有者等を調べるなど行政側による準備で時間を要しているもので計20,883地点となり、前記23,524地点の88%を占めていた。

(2) 警戒区域の指定後の状況

19道府県が指定した警戒区域98,804区域のうち基礎調査の結果を受領後3年以上経過している60,457区域について、土砂災害防止法で定める所定の手続の実施状況をみると、その25%に当たる16道府県管内の155市町村に所在する15,154区域について、当該市町村防災会議は、人員不足等により事務処理が遅延しているなどとして、土砂災害の防止に必要な警戒避難体制に関する事項を防災計画に定めていなかった。

また、警戒区域内に災害時要援護者関連施設があるのは1,862区域となっているが、このうち10%に当たる11道府県管内の49市町村に所在する194区域について、当該市町村防災会議は、災害時要援護者関連施設の利用者が円滑に警戒避難するための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を防災計画に定めていなかった。

さらに、前記60,457区域の40%に当たる18道府県管内の181市町村に所在する24,441区域について、当該市町村の長は、市町村全域の警戒区域の指定が完了した段階で作成する予定としているなどとして、土砂災害ハザードマップを配布していなかった。

そして、上記のいずれかに該当する区域は、60,457区域の44%に当たる18道府県管内の214市町村に所在する27,112区域（これらの指定の基となった基礎調査費計35億5890万余円、国庫補助金相当額11億8630万余円）となっていた。

3 本院が要求する改善の処置

国土交通省において、ソフト対策に不可欠なデータの収集を行う基礎調査の結果をより早期に活用できるように、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 都道府県に対して、今後の基礎調査の実施に当たっては、警戒区域等の指定が早期に行えるよう、基礎調査を行う地区単位の適切な設定や、基礎調査終了後に行われる事務のうち、あらかじめ対応が可能なものについて実施するなどの検討を行うよう助言すること

イ 都道府県に対して、今後の基礎調査の実施に当たっては、土砂災害が発生するおそれがある土地のうち過去に土砂災害が発生した土地等について優先的に調査することはもとより、警戒区域等の指定が早期に行えるよう、基礎調査の実施箇所を検討するに際し、地元市町村と十分な意見調整を行い、必要に応じて地元住民の意識を把握するよう助言すること

ウ 都道府県に対して、警戒区域等の指定後に、市町村が行う土砂災害防止法に基づく所定の手続について市町村に周知するとともに、その実施状況について市町村との情報共有・連携を図り、適切な支援に努めるよう助言すること